

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にする心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組14 ボランティア活動や体験的な活動の充実 担当課 義務教育課、高校教育課、生涯学習課、(知)環境政策課

○ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。【取組5再掲】

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・エネルギー、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、自然観察会、森林ボランティア体験会など計7回の講義、実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講生は37名。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」については中止した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま環境学校（エコカレッジ）終了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践を地域に広げていくことが重要である。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、「ようこそ先輩！」事業の実施について検討する必要がある。

○「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県立青少年自然の家3所にて青少年自然体験事業の実施した。 親子体験活動（親子キャンプ、登山、星空観察等）参加者数 延べ270人 自然体験活動（オープンデー、冬期ホリデー、出前講座等）参加者数 延べ1,298人 宿泊自然体験活動（3泊4日程度の長期キャンプ）参加者数 中止
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成するとともに、家庭や地域の教育力向上にも資することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、青少年団体等のニーズに沿った新規プログラムを開発し、提供していく。 ・出前講座の開催等、所外にも積極的に出向き、県民に自然体験活動の機会を提供していく。

○地域や学校の特徴を生かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における「動物ふれあい推進事業」が充実するよう、学校獣医師を指定した。 学校獣医師の指定 指定人数90名 動物ふれあい推進事業実施校 169校（小学校128校、幼稚園・保育所41園）
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校獣医師の協力のもと、動物ふれあい教室では、ウサギ等の小動物とのふれあいを通じて、生命の尊さや大切さについて学習することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を講じ、各学校における事業が充実したものとなるよう、事業を主管する食品・生活衛生課との連携・協力をしていく。

○自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト群馬県連盟、ガールスカウト群馬県連盟の活動を充実させるため、事業費を補助した。 ・青少年団体の運営への助言を行うなど、青少年の健全育成を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・団体活動の活性化が図られるとともに、青少年教育にかかる指導者の育成等につなげることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の流れを受けた構成員の減少等の問題があるが、より魅力のある活動の工夫等、活動の充実が課題である。

○環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境学習等推進行動計画」に基づく環境教育を推進します。【取組5再掲】	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・エネルギー、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、自然観察会、森林ボランティア体験会など計7回の講義、実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。受講生は37名。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材を育成することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐんま環境学校（エコカレッジ）終了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践を地域に広げていくことが重要である。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組15	人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実	担当課	義務教育課、高校教育課
○小・中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。			
令和2年度の取組実績	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により臨時休校となる中、「令和2年度年間指導計画を見直す際の参考資料」を示し、各学校での時数確保や指導内容を重点化した道徳教育の推進を図った。		
成果	・各学校で年間指導計画を見直し、指導内容を重点化したり、指導方法を工夫したりするなど、新しい生活様式の中においても道徳教育の充実を図ることができた。		
課題	・令和2年度は道徳教育研究協議会を中止したが、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組が充実するよう、研究協議会等の内容の工夫・改善を図っていく必要がある。		

○要となる道徳科の授業では、主たる教材として教科書を効果的に活用し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を充実します。			
令和2年度の取組実績	・道徳教育研究指定校において授業研究会等を実施し、「考え、議論する道徳」の授業の充実を図った。（R2年度指定校：東吾妻原町小、前橋元総社中、邑楽町教委） ・道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を新規採用の全小中学校教員に配布した。		
成果	・道徳教育研究指定校の取組をWebサイトへの掲載をしたことにより、研究成果を全県に向けて発信することができた。		
課題	・「考え、議論する道徳」の充実に向けて、「はばたく群馬の指導プランⅡ」と、これまでに全小中学校教員に配布している各種資料の活用について周知し、指導法の工夫・改善を図る必要がある。 ・道徳の授業において群馬大学と連携し、研究や授業づくりに取り組んでいく必要がある。		

○児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。			
令和2年度の取組実績	・県教育委員会義務教育課のWebサイトにおいて、小学校1年～中学校3年までの学習指導案を掲載した。 ・道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を新規採用の全小中学校教員に配布した。		
成果	・教師の授業づくりの参考となるよう、Webサイトにおいて学習指導案を掲載し、各内容項目の学習の充実を図ることができた。		
課題	・学習指導要領に示された各内容項目の学習がさらに充実するよう、学習指導案の収集・掲載を継続する必要がある。		

○高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場面として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公立高校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の道徳教育推進教師を対象とした道徳教育推進協議会については実施することができなかった。県立高等学校及び中等教育学校については、道徳教育の全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表を作成し、計画的に道徳教育を行うことができた。 ・県立玉村高校を道徳教育総合支援事業の研究校に指定し、校訓である「誠実・勇気・奉仕」に基づく道徳教育推進の取組を行った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての学校が、道徳教育の全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表を作成し、計画的に道徳教育を行うことができた。 ・県立玉村高校における研究の成果を全県に対して周知し、各学校の道徳教育の取組の一層の充実を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師を中心に、全ての教職員が連携し道徳教育の全体計画や、道徳教育の目標と教科の関連表等に基づき、道徳教育を一層推進していく。

○児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土資料集「ぐんまの道徳」の活用を促したり、家庭や地域社会との連携や積極的な発信等の学校の取組を紹介したりした。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で「ぐんまの道徳」を年間指導計画に位置付けたり、学校通信等により家庭や地域社会との共通理解を図ったりすることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に対して道徳教育の取組等の積極的な発信を促したり、家庭、地域社会の人々が参加、協力した事例等を紹介したりして連携の充実を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進 担当課 義務教育課、高校教育課、生涯学習課

○教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育指定校事業や地区別人権教育研究協議会において、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした公開授業を4校で実施した。 ・各学校では、全体計画、年間指導計画に基づき、全教育活動を通じて、構造的指導（常時指導、間接的指導、直接的指導）に留意した授業づくりの推進した。 ・人権教育の基盤は常時指導であり、日常的に児童生徒一人一人のよさが認められ、共に生きていく実感がもてるような人間関係づくり・環境づくりを推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・調査では、人権教育年間指導計画の整備、全体計画の見直しを実施している学校が高い割合で維持されており、計画な指導が行われるようになってきている。 ・全ての公立高等学校が、人権教育年間指導計画の整備、全体計画の見直しを実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題を自分のこととして捉えさせるとともに、生徒による主体的な行動につながる人権教育を推進する。 ・人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図る。

○児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校においては、人権問題に関する正しい理解を図り、人権感覚を身に付けるために、教職員を対象とした協議会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したが、年間指導計画を基に、指導者が各教科の指導内容と人権教育との関連を意識して授業を行えるよう、「人権教育年間指導計画充実のための留意点について」を配布した。 ・高等学校においては、人権問題に特化した校内研修に加えて、職員会議や朝会等において県及び市町村教育委員会の研修内容の周知等を行うなど、教職員の人権意識を高めるための取組を推進した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校等において、人権重要課題11項目と学習指導要領との関連が分かる「人権教育推進資料」をもとに年間指導計画の見直しを行ったことで、年間を見通すことや直接的指導の充実につながった。 ・全ての公立高等学校が、いじめ防止基本方針等に関する研修を含む人権に関する諸条約や法令に関する研修及び研修内容の周知を行っており、教職員の人権意識を高めるための一層の充実を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員一人一人が人権重要課題の理解を深め、適切に指導できるようにする。 ・公立高等学校において、生徒の人権感覚の育成に有効な参加体験型学習の研修をより一層推進していく。

○地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。

令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児・小学生の保護者及び中・高校生や一般等各層に合った人権教育学習・啓発資料を作成・配布し、学習及び啓発・普及に活用されるよう努めた。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・第5学年の保護者対象資料「みんなの願い」、園・保育所の4歳児保護者対象資料「めぶき」などの人権教育資料の配布による情報提供を行うことで、保護者の人権意識の高揚が見られた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の多様化により、新しい課題を盛り込んだ啓発資料の作成が必要となっている。 ・作成した資料の活用を促進するため、各種協議会や研修会等で活用を呼び掛ける必要がある。

○社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。	
令和2年度の取組実績	・教育事務所ごとに「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するために必要な事項の研修や協議を計5回実施。152名を養成した。
成果	・人数を制限した参加体験型学習会や資料配付・動画配信による研修を実施することで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、地域の指導者としての人権感覚を高めることができた。
課題	・育成した指導者の活用に向けて、指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討する必要がある。

○市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。	
令和2年度の取組実績	・地域の集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（16市町村63カ所）に対し、その経費の一部を補助した。
成果	・各集会所が計画した人権に関する講座や地域住民の参加・交流を促進するための人権教育推進事業が年間を通して円滑に実施され、このことを通じて人権に対する住民の理解と交流が深まった。
課題	・地域住民が人権の重要性についての正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けられるよう、今後も地域の集会所を拠点とした人権教育を推進していく必要がある。

施策の柱6における指標の状況、令和3年度の方向

指標の状況

指標		策定時		目標値	2021.4月末時点の最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合や数値に大幅な上下があった場合等、説明を記入)
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
教職員の人権意識を高めるための研修 [*] に取り組んだ学校の割合	小	97.0%	2017	100.0%	99.0%	2020	66.7%	
	中	99.0%	2017	100.0%	100.0%	2020	100.0%	
	高	68.0%	2017	100.0%	100.0%	2020	100.0%	
	特支	80.0%	2017	100.0%	96.0%	2020	80.0%	
「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合 (全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合)	小	88.8%	2018	100.0%	96.7%	2020	70.5%	令和2年度は全国学力・学習状況調査を実施していないため、義務教育課で実施した「教育課程の取組状況等に関する調査」で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合を記入。
	中	85.1%	2018	100.0%	95.0%	2020	66.4%	令和2年度は全国学力・学習状況調査を実施していないため、義務教育課で実施した「教育課程の取組状況等に関する調査」で「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合を記入。
母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	高	241人	2017	280人	269人	2019	71.8%	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施しなかったため、令和元年度の実績を記入。

令和3年度の方向

- ・ 道徳教育研究指定校を中心に、「はばたく群馬の指導プランⅡ」や「はじめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科」、「ふかめよう！道徳科実践編」を基にした実践、ICTを活用した実践等を公開し、全県に発信できるようにする。
- ・ 理科室での観察や実験については、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で困難な活動も多いと考えられる。できるだけ体験活動が可能な観察や実験を例示するとともに、観察や実験を構想したり、実験結果を基に自分の考えを改善したりする活動を重視するよう周知していく。また、ICTを効果的に活用していくことも検討していく。
- ・ 「ようこそ先輩！」（高校生ボランティア・チューター小学校派遣事業）により多くの高校生が参加するよう、引き続き、校長会、教頭会、生徒指導対策協議会等で周知していく。
- ・ 地域における人権教育を推進していくために、集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（15市町村62カ所）に対し、その経費の一部を補助する。
- ・ 育成した指導者の活用に向けて、指導者の活動の場やスキルアップの方法について検討する。
- ・ 県立青少年自然の家3所の特色を生かし、キャンプや登山等の主催事業プログラムの充実を図り、県民に様々な自然体験活動の機会を提供していく。また、学校・青少年団体等に加え、家族・一般団体・企業等の受入れも行い、利用者の拡大を図る。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
○いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。			
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍にあったが、いじめ防止活動を推進するため、校区内の小中学校の児童生徒等が、オンラインでの意見交流を実施する等、開催方法を工夫していじめ防止に向けた協議を実施した。 ・児童生徒の抱えた悩みに対応したり、わずかな変容に早期に気付き対応したりするために、学級担任の日々の観察に加え、学年教員、養護教諭、SC等、全校体制で日常的に情報交換を行うことを推進した。 ・いじめ問題の解決に向けて、保護者・地域と連携した対策に取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症の感染者の方や医療従事者の方などへの差別や偏見が起こることのないよう、生徒に対する指導や保護者への啓発等を行った。 ・のぼり旗を活用するなどして、いじめ防止の気運の高揚を図った。 ・「法によるいじめの定義」について、各学校が職員及び保護者向けの研修を行い、同じ観点でいじめを捉える環境作りに努めた。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内や地域におけるいじめ防止にいじめ防止の気運の高まりが見られた。（県教育委員会「いじめ問題取組状況調査」） 「保護者と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策に取り組んだ」 98.8% 「地域と連携して、いじめ問題の解決に向けた対策に取り組んだ」 91.3% 「生徒に対して、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめが起こることのないよう、差別や偏見等の徹底した防止について指導するなどして、生徒にいじめを許さない意識と態度を育むことができた。」 99.3% 「のぼり旗を活用したり、教室にいじめ防止ポスターを掲示したりするなど、「いじめ防止宣言（勇気・思いやり・協力）」を意識した取組を行った。」 99.8% 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と保護者、地域が、児童生徒の成長支援の視点に立ったいじめへの対応及び再発防止への取組を充実させるための協働関係を一層強化する必要がある。 		

○いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。			
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態や課題に応じた「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価を依頼した。 方針の策定状況：策定率100% ・児童生徒の感じる被害性に着目した、法に基づく正確ないじめの認知の周知に取り組んだ。 ・校内研修の資料として、リーフレット「いじめの問題は全て学校いじめ対策組織で対応します。」を配布した。 ・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応等に係る指示伝達を行った。 ・国公立全ての高校等を対象とした「いじめ防止啓発会議」を開催し、各学校におけるいじめ問題への対応の一層の改善・充実を図った。 ・生徒指導対策協議会において、学校における組織的な対応の実際や組織的な体制づくりに係る意見交換等を行った。 		
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・法律に基づく正確ないじめの認知が進み、児童生徒の中で起きる些細なトラブルであっても、重大な事案に発展させないように、積極的に認知し、組織的に対応することが学校現場に定着してきた。（学校総数に占めるいじめの認知学校数の割合 小 97.1%、中 96.3%） ・「学校いじめ対策組織」の開催回数が増加するなど、組織的な対応が定着しつつある。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめへの対応に対して、保護者の理解が得られず、トラブルに発展してしまうケースがあるため、日常的に学校いじめ防止基本方針の周知に取り組み、保護者と共通理解の下に、協力して対応に当たる必要がある。 ・学校が適切に対応するために、スクールロイヤー等の活用に取り組む必要がある。 ・法に基づく組織的な対応を徹底するために、教職員の意識や知見を高める取組を推進していく必要がある。 		

<p>○SNS等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組1 2再掲】</p>	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県警による児童生徒及び保護者への情報モラル講習会を小・中学校・高等学校・県立特別支援学校で開催し、ネットリテラシーの育成に取り組んだ。(小学校 44校、中学校 14校、高等学校6校、特別支援学校8校、児童生徒数 7,777人、保護者数 629人、教職員数 470人) ・県警、県児童福祉・青少年課が実施する調査結果から児童生徒のネット利用の実態を把握し、指導に生かした。 ・ネット上の諸問題の未然防止の視点から、ネットリテラシーの育成を技術家庭科(技術分野)や道徳、学級活動等の授業により、年間を通して取り組んだ。 ・ネットパトロール事業により生徒のインターネット上への不適切な書き込みを250件検知し、学校の指導を支援した。また、生徒を対象としたインターネット利用セミナーを県立高校13校で実施した。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進し、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや、SNS等を介した問題行動、犯罪被害等の未然防止を図った。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県警と連携した情報モラル講習会の実施したことにより、具体的な事例を用いた説明により、児童生徒だけでなく保護者に対しても、ネット利用の実態の理解と適切な利用についての周知を図れた。 ・メールやインターネット上の交流サイト等を介したトラブルや、出会い系サイト等へのアクセス等の未然防止を図ることができた。また、生徒がSNS利用上の課題やいじめの未然防止等について話し合うことにより、互いに支え合う人間関係づくりを推進することができた。 ・警察官の説得力ある説明や事例による説明により、児童生徒に課題意識を持たせることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を悪用した誹謗中傷、いじめの増加やネットゲームの課金やアイテム譲渡等の強要など、ネットに関係する多様な問題行動を未然に防止する必要がある。 ・SNSに頼らず、身近な人たちと良好な人間関係を築ける力を育成する必要がある。 ・一人一台端末が整備されることを踏まえ、ICTリテラシーを高める取組を一層推進する必要がある。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を一層推進する必要がある。

<p>○いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組みます。</p>	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた教職員の行動計画となる「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直しに学校として取り組み、組織的ないじめ対策の充実に取り組んだ。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を有効に活用して、いじめ防止のための校内指導体制を構築するよう指示した。 ・「いじめ防止対策推進法」等に基づくいじめの問題への組織的な対応を徹底させるため、リーフレット「いじめの問題は全て学校いじめ対策組織で対応します。」を全ての県立高校等に配布するとともに、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において周知した。 ・生徒指導対策協議会等において、各学校に取り組んでほしい研修の例を示したり、各学校で実際に行われた研修について情報交換する機会を提供したりした。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に基づくいじめ防止についても、適切な指導の周知を図った。(いじめを許さない意識・態度を育んだ 小学校 99%、中学校 99%) ・スクールカウンセラーが、いじめの被害者や加害者へのカウンセリングを行うなど、専門家を有効に活用した取組が多く行われるようになってきている。 ・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に基づくいじめの認知に関する校内研修実施した学校が増え、教職員の理解が深まったことから、正確ないじめの認知につながっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きいじめの積極的な認知に努めながら、学校が法に基づいて適切に対応できるような体制整備を推進する必要がある。 ・いじめの認知件数を発生件数ととらえることなく、学校いじめ対策組織を中心としていじめを生まない人間関係を築ける力を育む必要がある。 ・いじめの積極的な認知に努めるとともに、潜在的ないじめもあるという危機意識を常にもち、指導の充実を図っていく。 ・いじめの正確な認知や「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応について、より一層の周知を図る必要がある。

基本施策3 豊かな人間性の育成

施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

○学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のすべての学校を対象に、児童生徒が互いに支え合う人間関係を築く力を育成し、いじめ防止への気運を高める家庭・地域と連携した児童生徒による自主的ないじめ防止活動を推進した。 ・各学校や市町村ごとの学校間で、児童生徒主体の話し合いを積極的に取り入れ、いじめを自分のこととして考える活動としての推進を依頼した。 ・一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校のいじめ防止活動を推進するよう依頼した。 ・児童生徒主体の話し合いや、いじめを自分のこととして振り返ることができるような授業に取り組むよう依頼した。 ・「令和2年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校における生徒主体のいじめ防止活動を推進した。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「新型コロナウイルス感染症に感染した方や医療従事者の方などへの差別や偏見などをなくすために、私たちにできること。」を共通テーマとして、全ての県立高校・中等教育学校で生徒主体の活動に取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ。（小学校 97.0%、中学校 98.1%、高校 83.7%、特支 42.3%） ・「いじめ防止強化月間」では、学級や児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に積極的に取り組んだ。（小学校 94.7%、中学校 93.8%、高校 68.6%、特支 42.3%）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを含めた日常の諸問題を児童生徒自身が自分のことととらえ、話し合っ解決する活動を計画的に取り入れて、学校全体でのいじめ防止活動の充実させる必要がある。

○学校間の連携を密にして、県内各地域で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における児童会・生徒会を中心としたいじめ防止活動と関連させた学級における話し合い活動を推進した。 ・市町村主催「いじめ防止子ども会議」において、いじめの未然防止に向けた異年齢の意見交換を実施した。 県内25市町村が開催 ※10市町村が新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 小中学校の代表児童生徒、管理職、引率教諭等が参加 ・「令和2年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、いじめ防止強化月間を設け、日常の諸問題について意見を出し合ったり、生徒会を中心に意見交換を行ったりするなど、生徒主体の活動を推進した。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「新型コロナウイルス感染症に感染した方や医療従事者の方などへの差別や偏見などをなくすために、私たちにできること。」を共通テーマに意見交換を行ったり、文部科学大臣からのメッセージを読んで感想を述べ合ったりするなど、生徒主体の話し合い活動を推進した。 ・市町村主催「いじめ防止子ども会議」を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○県内35市町村 ○小中学校の代表、引率教諭、PTA、地域健全育成団体庁等が参加
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあったため、オンライン等の開催を工夫し「いじめ防止子ども会議」を実施した。 ・市町村主催の「いじめ防止子ども会議」等の活動を、一部の生徒だけではなく学校全体に広がる取組につなげている学校が多い。（小学校 84.2%、中学校 90.1%） ・各学校が「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動等をとおして新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に基づくいじめの防止に努めた結果、学校全体としていじめ防止の意識の向上が見られ、学校の活性化につながった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「いじめ防止フォーラム」など、学校間の連携を密にして意見交換を行う行事が中止となったが、今後は感染防止対策を徹底し、実施方法を工夫しながら、「いじめ防止フォーラム」をはじめ、学校間が連携し、生徒が意見交換できる場を積極的に確保する必要がある。

○児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。	
令和2年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒に対して、生徒指導の3つ（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）の機能を生かした日常的な指導・支援を行うよう依頼した。 ・全ての児童生徒に対して、生徒指導の3つの機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）を生かした日常的な指導・支援が行われた。 ・いじめ防止ポスターやのぼり旗を活用し、各学校で年間を通した計画的ないじめ防止活動が行われた。 ・高等学校において、「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進した。 ・特別支援学校における「SNSに頼らない人間関係づくり」の取組については、「年度途中からの実施であること」、「共通テーマが特別支援学校生徒には取り組みにくい内容であること」を理由に任意の参加としたが、10校11学部が活動に取り組んだ。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一台端末の有効活用に取り組み、一人一人の意見を大切にしたい意見交流や相手の意見を尊重しながらよりよい考えを練り上げていく活動が多く見られるようになった。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動の報告書では、「生徒間のコミュニケーションの活性化や、人間関係づくりに効果があった」、「SNS利用上の危険性について、生徒の理解が深まった」、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見について、生徒の意識が高まった」などの回答があった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・対面やふれあいを大切にしたい人間関係づくりを意識した授業づくりに取り組むことと併せて、一人一台端末のICT活用の場面においても、仲間を励ましたり相談に乗ったりできるような人間関係を築く力を育成する必要がある。 ・生徒のスマートフォン等への依存やSNS上のトラブルは依然として多く発生している状況であり、生徒のICTリテラシー向上に向けた取組を一層推進する必要がある。 ・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動を一層計画的で持続的なものにしていく必要がある。

施策の柱7における指標の状況、令和3年度の方向、基本施策3に対する点検・評価委員会の主な意見

指標の状況

指標		策定時		目標値	2021.4月末時点の最新値		進捗率	備考 (進捗が芳しくない場合 や数値に大幅な上下が あった場合等、説明を記 入)
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
いじめ問題に関する校内 研修会※を実施した学校の 割合	小	53.0%	2017	100.0%	51.8%	2019	-2.6%	
	中	55.0%	2017	100.0%	62.0%	2019	15.6%	
	高	62.0%	2017	100.0%	92.6%	2019	80.5%	管理職や生徒指導主事等 を対象にした会議等で校 内研修を積極的に行うよ う依頼
	特支	38.0%	2017	100.0%	39.1%	2019	1.8%	
児童会・生徒会活動等を 通じて、いじめの問題を 考えさせたり、児童生徒 同士の人間関係や仲間づ くりを促進したりした学 校の割合	小	95.0%	2017	100.0%	99.7%	2019	94.0%	
	中	96.0%	2017	100.0%	99.4%	2019	85.0%	

令和3年度の方向

- ・各学校に対して、県の令和3年度いじめ問題対策推進事業計画に基づき、児童生徒の自主的ないじめ防止の活動を行っていくよう引き続き要請していく。
- ・いじめ問題に関する校内研修会について、令和3年度の学校教育の指針や各種会議などで触れ、各学校における研修の実施を呼びかけていく。
- ・SNSによる誹謗・中傷等のいじめの深刻化の防止の観点から、これからのネット社会をよりよく生きていくための判断力や態度を育成し、いじめ防止に向けた良好な人間関係づくりにつなげていく。
- ・インターネットやSNS等を介したいじめ問題について、「特別の教科 道徳」で扱うなど、道徳教育との関連を図る。
- ・学校いじめ対策組織の運用の徹底等に向けて、校内研修の徹底による教職員の意識や知見の向上等に取り組む。
- ・一人一台端末等を踏まえたICTリテラシーの向上に向けて、動画教材を活用した指導、SNSに頼らない人間関係づくりに係る生徒主体の活動の一層の充実を図る。

基本施策3に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

評価できる点

- ・群馬県はいじめの認知件数や暴力行為の発生件数が全国的に見ても少なく、学校における児童生徒主体のいじめ防止活動等の取組が充実していると考えられる。

課題

- ・いじめ対策について、「関係する児童生徒や保護者が納得する対応」を実現することは大変難しいが、学校側と児童生徒及び保護者側の認識の差を極力少なくし、共通理解の下に対応に当たれるよう、より一層努力していく必要がある。
- ・いじめ防止やいじめが発生した際の対応に加え、児童生徒が円滑な人間関係を構築することができるような力の育成が重要であるため、今後も学校教育全体を通じて、子どもたちの自己有用感を育む指導を継続していく必要がある。